

3 様々な人権 ~ (4) 参政権とは ~

この節のポイント

- 🎵 参政権は、「国家への自由」である。
- 🎵 選挙権には、「個人の人権」としての面と「公務」としての面がある
- 🎵 選挙権には、「普通選挙」、「平等選挙」、「直接選挙」、「自由投票」、「秘密投票」の5原則がある。

「参政権」は人権を実現するための権利

「参政権」とは、国民が国の政策形成過程に参加する権利、つまり、国民が主権者として、直接あるいは代表を通じて、国の政治に参加する権利で、「国家への自由」とも言われます。

日本では、原則として、国民の代表者によって国政が運営されることになっているので、国民の意見を忠実に国政に反映させて、国民の人権を実現するために、「参政権」の保障はとても重要です。

「参政権」には、「選挙権」「被選挙権」などがあります。

選挙権

「選挙権」は、**個人の権利としての側面**があるとともに、公務員の選定に参加するという**公務としての側面**をあわせもっていると解されています。

公職選挙法では、特定の者（禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者など）が「選挙権」を持たないと定められていますが、これは、この公務としての側面に基づいて制限されていると考えられています。

「選挙権」には**5つの基本原則**があるといわれています。

● 普通選挙の原則

普通選挙とは、人種、言語、職業、身分、財力、納税額、教育、性別、宗教、政治的信条などを有権者（選挙権を有する者）となるための資格としない選挙をいいます。

日本では、一応、25歳以上の男子に「選挙権」を認めた大正14（1925）年に普通選挙になったとされていますが、本当の意味での普通選挙となったのは、20歳以上のすべての国民に「選挙権」を認めた昭和20（1945）年です。

日本国憲法では、第15条第3項に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定されています。

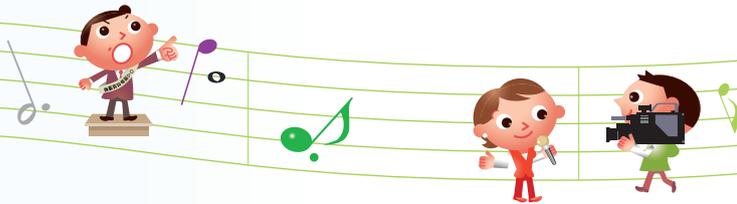
また、普通選挙と対置されるのは「制限選挙」です。

● 平等選挙の原則

平等選挙とは、1人1票を原則とする選挙をいいます。

しかし、今では、投票の価値の平等を意味するようになっています。

また、平等選挙に対置されるのは、特定の有権者に2票以上の投票を認める「複数選挙」と有権者を複数の等級に分けて、等級ごとに代表者を選出するという「等級選挙」です。



●直接選挙の原則

直接選挙とは、有権者が直接公務員を選挙する制度をいいます。

日本国憲法は、第93条第2項で「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の^{りいん}吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定めるだけで、国会議員についての規定はありません。したがって、第43条第1項の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」の「選挙」は間接選挙を含むと解されています。

また、直接選挙と対置されるのは、有権者がまず選挙委員を選び、その選挙委員が公務員を選挙するという「間接選挙」で、この例としてよく知られているのが、アメリカ合衆国の大統領選挙ですが、実質的には直接選挙になっていると言われています。

●自由投票の原則

自由投票とは、投票する、しないは自由だということ、つまり、投票を棄権^{きげん}したとしても、制裁を受けることはないという制度をいいます。

また、自由投票と対置されるのは、強制投票です

●秘密投票の原則

秘密投票とは、だれに投票したかを秘密にする制度をいいます。

有権者に責任を持たせるという意味では、投票内容を公開することは良いことのようにも思えますが、有権者が、脅迫^{きようはく}されたり、買収^{かいう}されたりすることが考えられますから、特に、社会的に立場の弱い者にとっては、自由な投票を確保するために必要な制度です。

日本国憲法では、第15条第4項に「すべての選挙における投票の秘密は、これを^{あか}侵してはならない。選挙人は、その^{せんたく}選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」と規定されています。

ですから、例えば、ある人が、所属する会社が応援していた候補者ではない候補者に投票したことが明らかになった場合、会社は、そのことを理由として、その人に対して、解雇^{かいこ}や降格^{あつか}など不利益な扱いをしてはいけないということになります。

また、秘密投票と対置されるのは、公開投票です。

被選挙権

「被選挙権」とは、国民が選挙に立候補する権利のことをいいます。

日本国憲法には、「被選挙権」について定めた条文はありませんが、選ばれる側の権利である立候補をする権利が不当に侵害^{しんがい}されるということになれば、選ぶ側の権利である「選挙権」自体が十分に保障されているとはいえなくなってしまいます。

したがって、「選挙権」と「被選挙権」は表裏一体のものとして、「選挙権」を定める第15条第1項を根拠に「被選挙権」は保障されると解されています。